令和7年度 倉敷市 地球温暖化対策を推進するための 補助制度説明会

2025年3月 地球温暖化対策室

スケジュール

- 1.太陽光発電システム(FITあり)
- 2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし)
- 3.リチウムイオン蓄電池システム
- 4.おひさまエコキュート
- 5.質疑応答(前半) (休憩)
- 6.中小企業者向け省エネ改修
- 7.質疑応答(後半)

1.太陽光発電システム(FITあり)

1.太陽光発電システム(FITあり) 概要

補助対象

既築の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む)に設置する太陽光発電システム

受付期間

令和7年4月1日(火曜日)~令和8年3月31日(火曜日)

予定件数

200件(交付申請※の先着順)

1B

事前登録 交付申請 交付申請

※申請名称を変更しています

実績報告

R7年度

補助金額

1kWあたり2万円(上限4kWまで)

1.太陽光発電システム(FITあり)変更点

R6→R7の変更点

- ✓ 補助予定件数の変更 ✓ PPAによる申請は補助対象外
- ✓ 過去に市の太陽光補助金の交付を受けていない住宅に限り、 モジュール・パワコンを全更新する場合は、補助対象
- ✓ 4/1以前の設置契約締結は補助対象外 ※見積による契約代替不可
- ✓ 交付決定前の工事着工は補助対象外
- ✓ 設置契約より前に、中国電力ネットワークに系統連系接続契約申請を 行っている場合は補助対象外
- ✓ 交付申請期日は<u>設置契約から90日以内</u>
- ✓ 実績報告期日は受給契約から90日以内

その他提出書類の 変更もあります

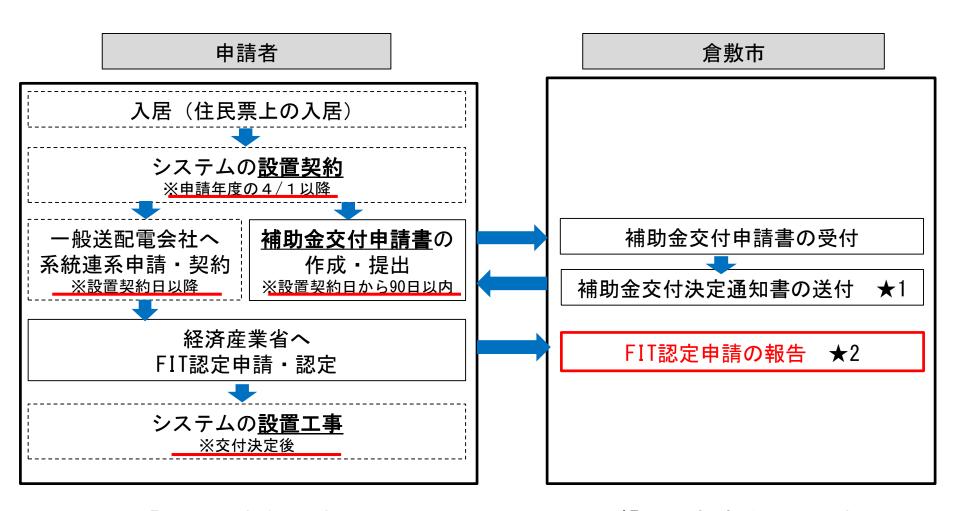
✓ FIT認定申請完了後、本市へ申請完了の報告

1.太陽光発電システム(FITあり) 留意点

留意点

- ✓ 申請順序の厳守
 1住宅への転居 → 2設置契約(4/1以降。見積は不可)
 → 3交付申請 → 4系統連系申請 →5FIT申請
 → 6設置工事 → 7受給契約 → 8実績報告(3/31迄)
- ✓ 事業中止の際には、必ず交付申請辞退届を必ず提出

1.太陽光発電システム(FITあり) 申請手順(工事前)

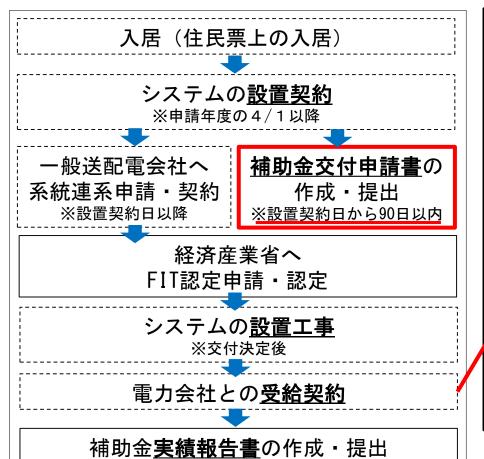


- ★1 「交付申請後」に事業中止となった場合は、必ず「交付申請辞退届」を提出
- ★2 FIT認定申請完了後に、市に事業進捗状況を報告

1.太陽光発電システム(FITあり) 申請手順(工事後)

申請者 倉敷市 システムの設置工事 ※交付決定後 電力会社との受給契約 補助金実績報告書の作成・提出 補助金実績報告の受付 ※受給契約日から90日以内or令和8年3月31日迄 補助金交付確定通知書の送付 出納室から口座振込通知書を送付 指定金融機関口座を確認 指定金融機関口座に振込

1.太陽光発電システム(FITあり) 交付申請書



※受給契約日から90日以内or令和8年3月31日迄

_											
(9	補助金交付申請書 補助金交付申請書										
	倉敷市創工	倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金 交付申請書(兼同意書)									
			太陽光発電システム			※申請:	者印を署名とした場合は捨署名可				
	倉敷市長 あて				4	令和 年	月 日				
					申請者の区分	口個人	ロリース				
	申請者		I T		設置区分	□新規	口更新				
	中調名	住所	•								
		フリガナ 氏名					押印または署名				
		(名称・代表者名	5)				•				
		電話					※個人の場合は署名可				
	倉敷市創エネ・脱炭素住宅 補助金交付に必要な事項	促進補助金	交付要綱第7条に基づき、 敷市が調査を行うことに同	次のとおり! 意します。	交付申請します。						
	設置契約日	3	令和	年	月		世契約日から90日以内に 付申請書提出(必着)				
	システム設置日 (電力受給契約書の受	(予定) 給開始日)	令和	令和 年		予定) ※R8年3月31	日を超えない日				
	1	(1)	W	×	枚	=	W				
	【モジュール】	2	W	×	枚	=	w				
	公称最大出力 と設置枚数(予定	3	W	×	枚	=	w				
/		合語	H A		kW	(小数点以下2位未満切	別捨て)				
	【パワコン】定格出	В	B kW (小数点以下2位未満切捨て)								
	出力値(予算 ※A. Bのうち低い値		с		kW						
	補助金交付申 ※C×2万円(上限8		*		, 000	9 円	(8万円を超える場合、 8万円と記入)				

補助金の額は、交付申請では確定しません。交付決定金額を上限とし、実績報告にて確定

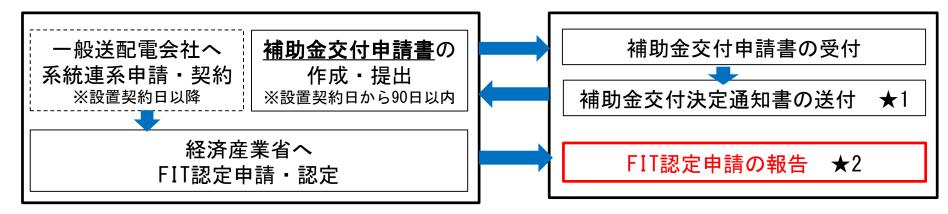
1.太陽光発電システム(FITあり) 交付申請辞退届の提出

- ✓ 交付申請後、事業中止となった際に提出
- ✓ 辞退届提出後は、いかなる理由があっても当該年度に本市太陽光補助金への申請不可 (自家消費型太陽光発電システムへの申請も不可)

(第9条関係) 倉敷市創エネ・脱炭素住宅促	准補助会	(大陽※発電シ	マティン 交	计由链较银品	捨印または捨署名	
倉敷市長 あて	Æ 111 47 3E	(X)(90)(1)(1)(2)			者印を署名とした場合は捨署名司	,]
			届出者の区分 設置区分	口個人	ロリース	, }
届出者 住所 フリガナ	₹				押印または署名	┟
氏名 (名称·代表者名) 電話)				※個人の場合は署名司	
倉敷市創工木·脱炭素住宅促進補助金 交付決定番号	交付要綱第99 光25-			します。 記載された交付決定者		1
辞退理由						
叶丛任田						
リースの場合の契約先	住所	Ŧ				
※リースの場合のみ記入 なお、本辞退届を提出した日以降 補助金交付申請を行わないことを	氏名 で、令和7年 誓約します	丰度倉敷市自家消	費型太陽光発	電システム導入仮	足進補助金への	

代行申請者から提出する場合、 「当該年度に補助金申請不可」 となることを申請者と共有した上で、 辞退届を提出してください

1.太陽光発電システム(FITあり) FIT認定申請の報告



実施趣旨

補助金事業の進捗状況を確認するため

報告内容

•補助金交付決定者の、経済産業省へのFIT認定申請完了報告

報告方法

・電話又はメール

報告時期

- •FIT認定申請完了後~システム設置日※まで ※交付申請書に記載した「システム設置日(予定)」
- FIT申請状況の確認ができない場合、 交付決定を取り消す場合があります

1.太陽光発電システム(FITあり)

一般送配電会社へ系統連系申請日

入居 (住民票上の入居)

システムの設置契約

※申請年度の4/1以降

一般送配電会社へ 系統連系申請・契約 ※設置契約日以降 補助金交付申請書の

作成· ※設置契約日 00 00 様

中国電力ネットワーク株式会社 ○○ネットワークセンター ネットワークサービス課

中国電力NWから発行される以下の書類の

系統連系に係る契約のご案内

赤線部分の日付を確認します

○○年○月○日受領の「電力受給契約申込書」(以下,「本申込み」といいます。)によりお申込みのありました当社電力系統への系統連系に係る接続契約につきまして,次のとおりご案内いたします。なお,本書に記載されていない事項につきましては,再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱(2020年4月1日実施。以下,「契約要綱」といいます。)によります。

記

1. 契約の概要

①接続契約締結日	○○年○○月○○日
②発 電 者 名 義	○○株式会社
③発電設備設置場所住所	○○県○○市○○町○○-○○
④発 電 設 備 種 別	太陽光発電設備(10kW未満, W発電)
⑤最大受電電力	○○ k W
⑥工 事 費 負 担 金	○○○, ○○○円 (消費税等相当額○○, ○○○円を含む)
⑦支 払 期 日	○○年○○月○○日
⑧受給開始予定日	○○年○○月○○日
9 備 考	

系統連係申請が、

- •設置契約
- ・住宅への入居

前に行われている場合は補助対象外

1.太陽光発電システム(FITあり) 実績報告書

入居(住民票上の入居) システムの設置契約 ※申請年度の4/1以降 一般送配電会社へ 補助金交付申請書の 系統連系申請 · 契約 作成•提出 ※設置契約日から90日以内 ※設置契約日以降 経済産業省へ FIT認定申請·認定 システムの設置工事 ※交付決定後 電力会社との受給契約

補助金<u>実績報告書</u>の作成・提出 ※受給契約日から90日以内or令和8年3月31日迄

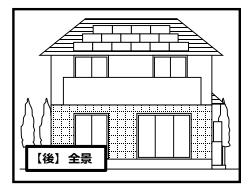
(第1	O条関係)		実績報告書															
	搶	敷市創	エネ・形	炭					-	責	報告	(兼同流	意書)		****	者印を養名とした。	· 你!!! !! · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
÷	数市長	ねて				太陽光	発電シ	ステム				1	<u></u>	和		年	Я	В
石	放叩攻	a) C									申請者	* 4 17	,,,	ти		個人	ロリース	
										ł		100区	**			新規		
	1	申請者	住所	折	₹					_								
			フリカ	i†													押印また	は署名
			氏 (名称·代	名 表者名)													(i	
			電影	話													※個人の	の場合は署名可
		・脱炭素住										します	0				•	
Γ	シ	ステム設備	日			令和			年			月			B	楽シス	ステム設置日から 実績報告書提出	590日以内に (必着)
				1				W	×				枚	=			W	
		ジュール】		2				W	×				枚	=			W	
		你最大出力 設置枚数		3				W	×				枚	=			w	
				合計	Α							kW	(/	小数点	以下2(立未満ち	切捨て)	
	[パ	フコン】定格	各出力		В			<u>.</u>				kW	(/	小数点	以下2亿	立未満ち	切捨て)	
	ЖA.	出力値 Bのうち低い値	を記入		С							kW						
		カ金交付申 ×2万円(上曜8										, 0	oc)	4		(8万円を超	

実際に設置した容量で補助金額確定 但し、**交付申請時からの増額変更は不可**

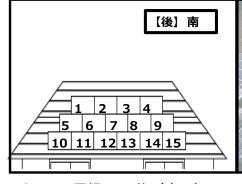
1.太陽光発電システム(FITあり) その他の留意点

カラー写真(実績報告書添付書類)

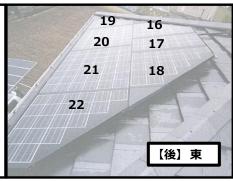
↓システム設置後の全景写真を添付



② 全景(南面) 【実績報告時提出】



③ - 1 屋根面15枚(南面) 【実績報告時提出】



③ – 2 屋根面7枚(東面) 【実績報告時提出】



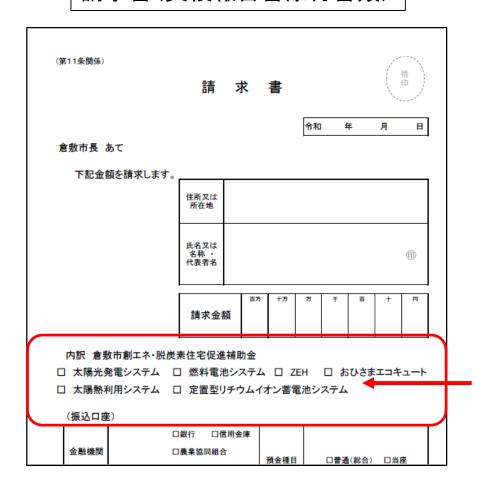
④ パワーコンディショナーの写真 (定格出力がわかる)【実績報告時提出】

モジュールには番号を个

←定格出力がわかるように写真を撮影

1.太陽光発電システム(FITあり) その他の留意点

請求書(実績報告書添付書類)



当該補助金の請求書を使用してください(自家消費型太陽光と間違えないように)

2.自家消費型太陽光発電システム (FITなし)

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 概要

補助対象

既築の戸建住宅に設置するFIT/FIP制度を利用しない太陽光発電システム ※兼用住宅は×

受付期間

令和7年5月15日(木曜日)~令和8年1月30日(金曜日) ※受付期間注意

予定件数

150件(交付申請※の先着順)

※申請名称を変更しています



補助金額

1kWあたり7万円(上限6kWまで)

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 変更点

R6→R7の変更点

- ✓ 補助予定件数の変更 ✓補助金額の変更
- ✓ 見積による契約代替は不可(5/15以降に契約書にて契約締結)
- ✓ 設置契約より前に、中国電力ネットワークに系統連系接続契約申請を 行っている場合は補助対象外
- ✓ 交付申請期日は<u>設置契約から90日以内</u>
- ✓ 実績報告期日は受給契約から90日以内

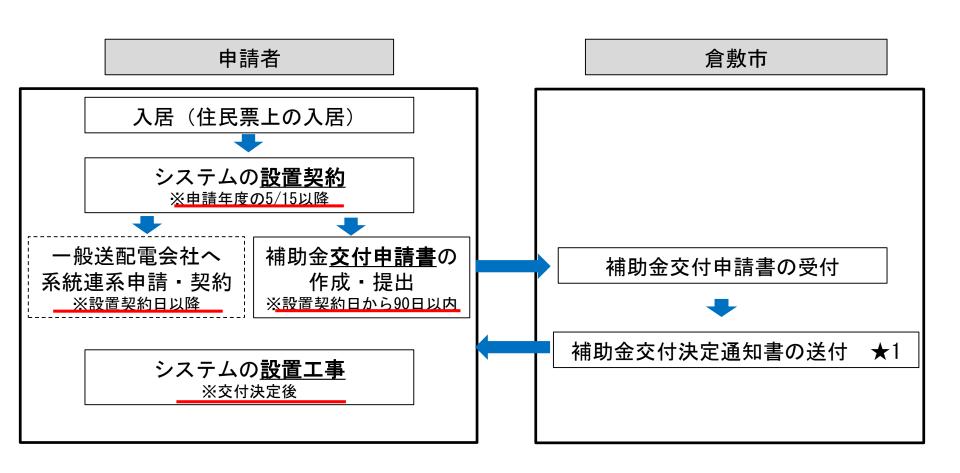
その他提出書類の 変更もあります

- ✓ PPAによる申請は補助対象外
- ✓ 国の太陽光発電システム補助金・蓄電池補助金との併用は一切認めない
 - 家庭 業務産業用蓄電システム導入支援事業(DR補助金)
 - 子育てグリーン住宅支援事業(蓄電池)

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 留意点

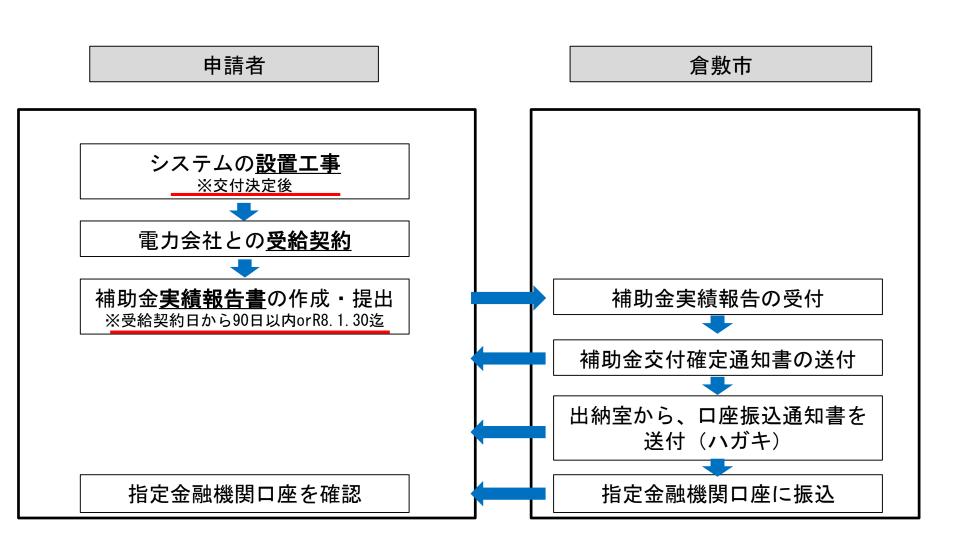
	FITあり	FITなし		
受付期間	R7.4.1~R8.3.31	R7.5.15~R8.1.30		
設置契約日	R7.4.1~	R7.5.15~		
対象となる住宅	既築の戸建住宅 (兼用戸建住宅を含む)	既築の戸建住宅		
更新による導入	可 ※モジュール・パワコン含む全更新のみ	不可		
FIT制度の利用	可	不可		
補助金額	2万円/kW(上限4kW) 小数点2位未満切り捨て	7万円/kW(上限6kW) 小数点以下の端数は切り捨て		
FIT認定申請時の 本市への報告	必要	不要		
発電量・売電量確認用 モニター等の設置	不要	必要		
発電量・売電量の 実績報告	不要	必要		
国の補助金との併用	可	不可		

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 申請手順(工事前)



★1 「交付申請後」に事業中止となった場合は、必ず「交付申請辞退届」を提出

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 申請手順(工事後)



2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 発電実績報告(補助金交付後)

1年目

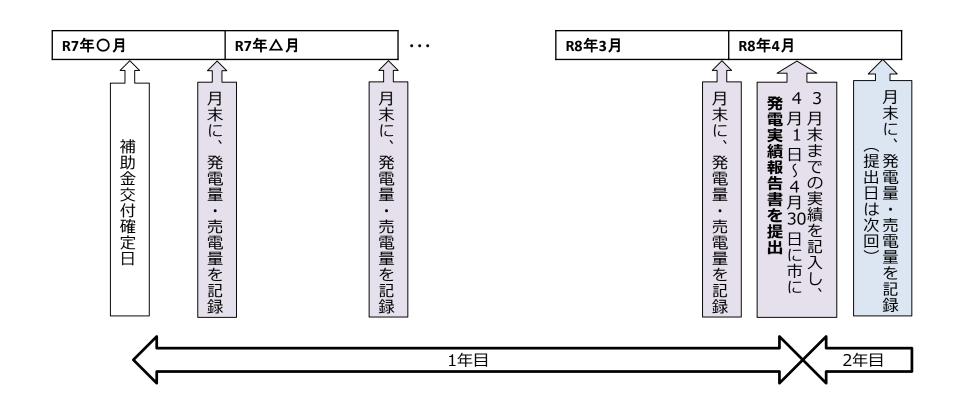
倉敷市自家消費型太陽光発電システム導入促進補助金 発電実績報告書

※網掛けした枠内に記入してください

提出期限	令和8年4月30日
住所	<u>倉敷市</u>
氏名	
交付決定番号	自光25 -
交付確定日	令和 年 月 日 (補助金交付額確定通知書に記載された日)

令和7年度	発電量① ※小数点以下は 四捨五入	売電量② ※小数点以下は 四捨五入		※小数点以下は		令和7年度	発電量 ※小数点以 四捨五	以下は	売電量 ※小数点り 四捨五	以下は
4月末	kWh		kWh	10月末		kWh		kWh		
5月末	kWh		kWh	11月末		kWh		kWh		
6月末	kWh	•	kWh	12月末	***************************************	kWh		kWh		
7 月末	kWh		kWh	1月末		kWh		kWh		
8月末	kWh		kWh	2 月末		kWh		kWh		
9月末	kWh		kWh	3月末		kWh		kWh		
			合計		kWh		kWh			

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 発電実績報告(補助金交付後)



6年間発電実績報告書の提出が必要

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 一般送配電会社へ系統連系申請日

→ ス居本ページについて、一部運用変更※がございます。 ※申請日確認書類の変更 詳しくは「自家消費型太陽光発電システム(FITなし)」 紹介ページをご確認ください。

一般送配電会 L 、系統連系申請·契約 ※設置契約日以降

作成・
※設置契約日か

日为 000

御中

○ ○ 電力株式会社 長 (印)

系統連係申請が、

- 設置契約
- ・住宅への入居

前に行われている場合は補助対象外

発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

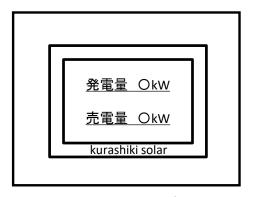
さて、当社は、貴社の平成○○年○○月○○日付けの契約申込みにつきまして、

別添書面のとおり、同申込みを承諾することを、本書をもってお知らせいたします。

また、当社は、本承諾をもって、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針第

2.太陽光発電システム(FITなし) その他の留意点

- ●交付申請書、実績報告書関連の留意点は太陽光発電システム(FITあり)と同様
 - ・補助金額は交付決定金額を上限に、実績報告で確定(増額変更不可)
 - ・事業中止の際には「交付決定辞退届」を提出
 - ・カラー写真の撮影方法 ・請求書の使い分け 等
- ●カラー写真(実績報告書添付書類) 発電量・売電量の確認ができるモニターなどの写真 →6年間の発電実績報告ができる設備が導入されているかの確認



⑤ モニターの写真 (発電量・売電量が確認できる) 【実績報告時提出】 ←出来る限り、1か月ごとの発電量、売電量の積算値が確認できる画面の写真を添付

3.定置型リチウムイオン蓄電池

3.定置型リチウムイオン蓄電池 概要

補助対象

既築・新築の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む)に設置した蓄電池

受付期間

令和7年4月1日(火曜日)~令和8年3月31日(火曜日)

予定件数

500件(先着順)

補助金額

システムの初期実効容量1kWhあたり1万円 ※上限6万円

3.定置型リチウムイオン蓄電池 変更点

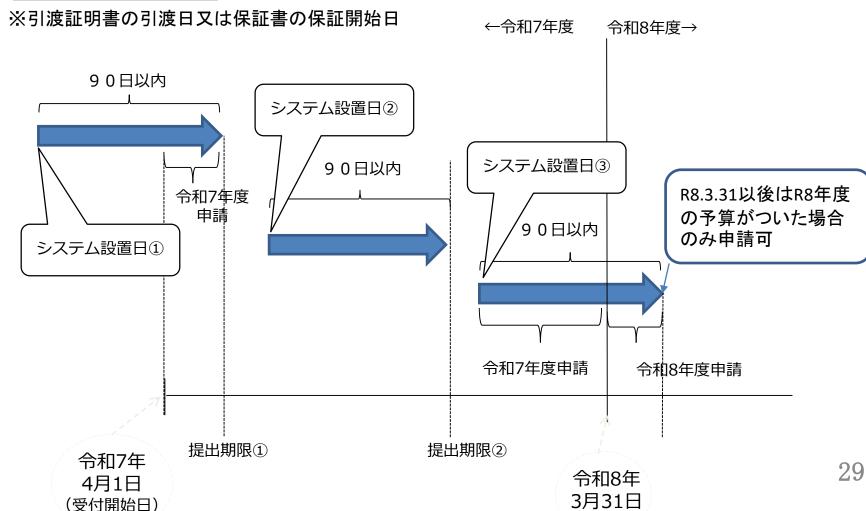
R6→R7の変更点

- ✓ 補助金額の変更
- ✓ システム設置日の定義を、(旧)保証書の保証開始日(新)引渡証明書の引渡日又は保証書の保証開始日に変更
- ✓ 提出書類に 「仕様書又はカタログ等(パッケージ型番が明記されたもの)」を追加
- ✓ 提出書類のカラー写真のうち、「製造番号」の写真不要※品名番号は必須
- ✓ 申請期間がシステム設置日から90日に変更
- ✓ PPAによる導入は補助対象外

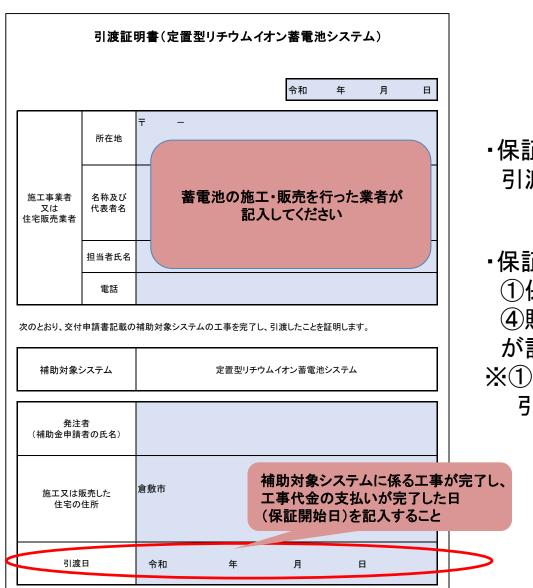
3.定置型リチウムイオン蓄電池 申請手順

・システム設置後の事後申請

(システム設置日※より90日以内)



3.定置型リチウムイオン蓄電池 引渡証明書



- ・保証書発行の有無に関わらず 引渡証明書で交付申請可能
- ・保証書にて対応する場合、
 - ①保証開始日②品名番号③販売店名
 - ④購入者の氏名及び住所 が記載されていることが条件
- ※①~④が記載されていない場合は、 引渡証明書で交付申請してください

3.定置型リチウムイオン蓄電池 仕様書又はカタログ

●提出書類

「仕様書又はカタログ等(パッケージ型番が明記されたもの)」について

セット構成およびメーカー希望小売	価格 [機器セット]、[必須別売品]、[タイプ別 必須別売品セット]を組み合わせ	てご発注ください。
難器セット]		
パッケージ型番(発注品番)	構成機器	メーカー希望小売価格(税込)
スマートPVマルチ6.5kWh【一般】 CB-P65M05A	●マルチ蓄電/パブーコンディショナ/PCS-RP1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP65A●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥2,963,400
スマートPVマルチ6,5kWh【重塩害対応】 CB-P65MS05A	●マルチ搭電パワーコンディショナ/PCS-RPS1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP65A●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥3,137,200
スマートPVマルチ9.8kWh[一般] CB-P98M05A	●マルチ審電/パアーコンディショナ/PCS-RP1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP98A ●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥3,602,500
スマートPVマルチ9.8kWh[重塩吉対応] CB-P98MS05A	●マルチ蓄電パワーコンディショナ/PCS-RPS1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP98A ●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥3,776,300
スマートPVマルチ16.4kWh[一般] CB-P164M05A	●マルチ蓄電パワーコンディショナ/PCS-RP1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP164A ●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥6,067,600
スマートPVマルチ16.4kWh [重塩害対応] CB-P164MS05A	●マルチ蓄電パワーコンディショナ/PCS-RPS1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP164A ●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥6,241,400

- ・「パッケージ型番」の構成要素に、設置した「蓄電池ユニット」の品番が確認できる カタログ等の写しを提出してください
- ※「システムの初期実効容量を証する書面」で上記が確認できる場合は省略可

4.おひさまエコキュート

4.おひさまエコキュート 概要

補助対象

既築、新築住宅(兼用戸建住宅を含む)に設置したおひさまエコキュート※

※昼間に沸き上げる機能を有するエコキュート

太陽光発電システムが設置されていることが条件

本市ZEH補助金との併用不可

受付期間

令和7年4月1日(火曜日)~令和8年3月31日(火曜日)

予定件数

20件(先着順)

補助金額

3万円 (定額)

4.おひさまエコキュート 補助対象設備

補助対象となる「おひさまエコキュート」とは

お湯の沸き上げ時間の全部または一部を

昼間に設定することができるエコキュート

※但し、メーカー仕様範囲外の手法による沸き上げ時間の変更は補助対象外

※一般的な「おひさまエコキュート」と本市補助金における「おひさまエコキュート」 の定義は異なります。

給湯器種類(一般的な分類)	沸き上げ時間帯	補助金上の定義	補助対象
通常のエコキュート	夜間のみ	エコキュート	×
おひさまエコキュート	昼間のみ		
昼間沸き上げ機能付き	※デフォルトは夜間。一部を昼間設	おひさまエコキュート	\circ
エコキュート	定可		

4.おひさまエコキュート 補助対象設備

想定している昼間沸き上げ機能付エコキュート ※一般的なおひさまエコキュート除く

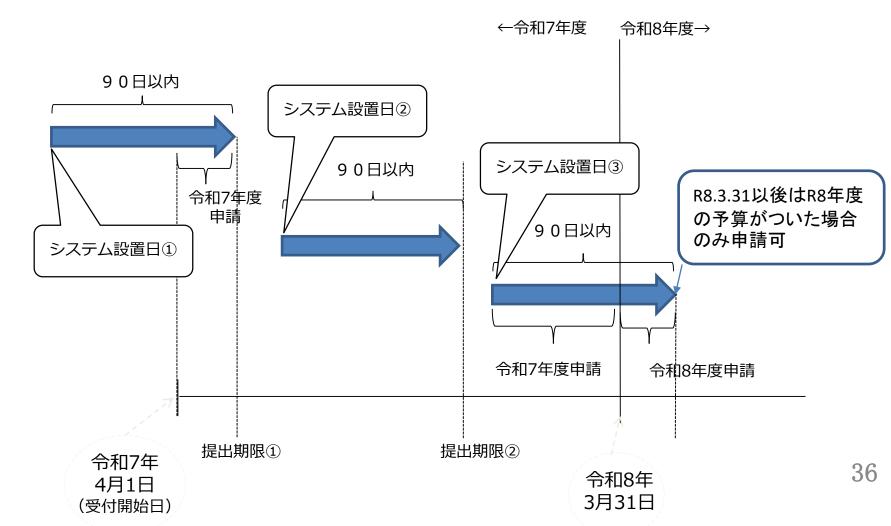
メーカー名	昼間沸き上げ機能(呼称)
コロナ	ソーラーモード ソーラーモードプラス
	ソーラーモードアプリ
ダイキン	昼間シフト機能
	昼間シフト天気予報連動
日立	太陽光発電利用沸き上げ
長府製作所	ソーラーアシストモード
	ソーラーチャージ
パナソニック	Alソーラーチャージ
	スマートソーラーチャージ
東芝	昼の運転予約
三菱電機	お天気リンクEZ

●上記以外でも、当該機能が掲載されているカタログや仕様書にて、機能が確認できればOK ※交付申請時の提出書類「メーカー標準仕様により日中に沸き上げる機能が証明できる書類」

4.おひさまエコキュート 申請手順

・システム設置後の事後申請

(システム設置日(保証書の保証開始日)より90日以内)



4.おひさまエコキュート 申請時の留意点

【交付申請時の提出書類】

- ・メーカー標準仕様により日中に沸き上げる機能が証明できる書類の例
 - ①昼間沸き上げ機能の説明
 - ②導入するおひさまエコキュートの品名番号及び①の機能を有すること ①②がわかるカタログ等を添付

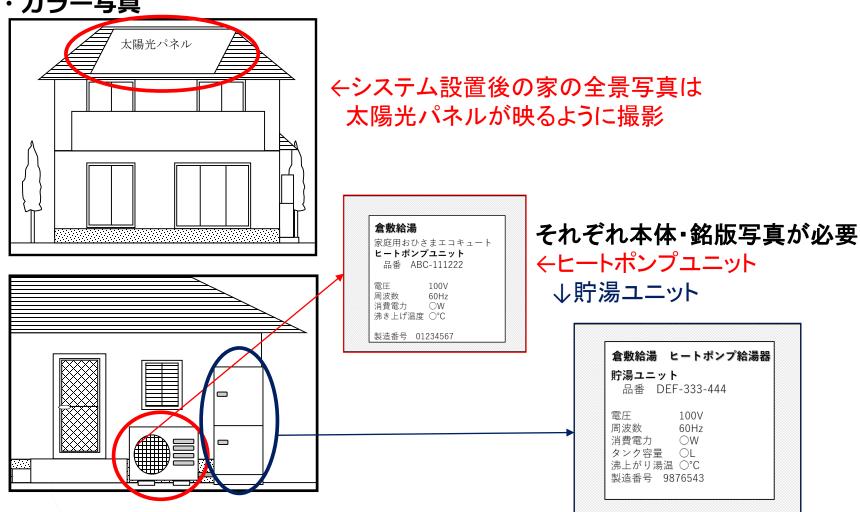




4.おひさまエコキュート 申請時の留意点

【交付申請時の提出書類】

・カラー写真



5.質疑応答(前半)

6.中小企業者向け省エネ改修

6.中小企業者向け省エネ改修 概要

補助対象

中小企業等が省エネ診断に基づき導入した

一定量以上のCO2削減効果のある省エネ、創エネ設備※LED照明除く

受付期間

令和7年4月1日(火曜日)~令和8年3月31日(火曜日)

補助金額

補助率:1/5(太陽光発電システム、蓄電池)、1/3(その他の省エネ設備)

上限額:300万円

予算

1,500万円(事前登録の先着順で、予算が無くなり次第終了)

6.中小企業者向け省エネ改修 変更点

R6→R7の変更点

- ✓「温室効果ガス削減効果に関する診断書」の診断機関を変更
- ✓ 補助対象事業要件である、「温室効果ガス削減効果」の条件変更
- ✓ 太陽光発電システム及び蓄電池システムの導入に係る費用 の補助率を変更
- ✓ LED照明導入に係る費用は補助対象外
- ✓ 太陽光発電システム導入時の提出書類から「受給契約書の写し」を削除

6.中小企業者向け省エネ改修 申請方法(事前登録前)

① 省エネ診断受診

「市の指定する対象診断機関」へ省エネ診断を申し込み、 「有効な省エネ診断書」を取得する

② 導入する省エネ設備の決定

省エネ診断書に記載された省エネ施策の中から、 導入する省エネ設備を決定する(CO2削減要件あり)

③ 事前登録申出書の提出

②で決定した省エネ設備導入費用の見積・仕様書等を取得し、 その他必要資料と併せて市へ事前登録 ※必ず着工前に事前登録してください

6.中小企業者向け省エネ改修 申請方法(事前登録後)

④ 事前登録通知の取得

事前登録内容の確認完了後、市から事前登録通知書を送付 ※申請から登録まで1~3週間程度必要

⑤ 事前登録に基づく改修工事を実施

事前登録の内容を変更するとき、または中止するときは変更等届出書を提出

・120日以内 ・R8.3.31 いずれか早い日

⑥ 市へ補助金交付申請書を提出

工事完了後、必要書類を添えて期日※までに交付申請 ※工事の完了がR8.3.31を超える場合、補助金交付できません

6.中小企業者向け省エネ改修 対象診断機関

市が指定する対象診断機関とは

次のいずれかの診断機関が「対象診断機関」です

- 一般財団法人省エネルギーセンター
- 本市の対象診断機関名簿に記載されている法人

6.中小企業者向け省エネ改修 対象診断機関

対象診断機関名簿に記載されるには

①「対象診断機関届出書」を診断事業者から本市へ提出※対象診断事業者要件を満たす必要あり



② 本市HPの対象診断機関名簿に登載

6.中小企業者向け省エネ改修 対象診断機関

対象診断事業者要件とは

- 1 省エネお助け隊の診断または 省エネクイック診断事業を 過去3年以内に実施した実績があること
- 2 複数の専門職員から構成される 省エネ診断事業担当部署を有すること
- 3 エネルギー管理士の資格取得者が 1名以上在籍していること

対象診断機関

下記のいずれかの診断機関にて省エネ診断を受診してください。

下記の診断事業者の当該年度及び前年度の省エネ診断書が有効な診断書です。

- >ア 一般財団法人省エネルギーセンター(省エネ最適化診断)(外部リンク)□
- イ 次の対象診断機関名簿に記載されている法人

対象診断機関名簿(令和7年3月19日時点)

(例)

1 00

(届出年度)令和 年

(所在地)

(電話)

(診断種別)

本市HPに記載されます

(第2条関係)

対象診断機関届出書

∃ Он

倉敷市中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業における 対象診断機関 登録届出書

倉敷市長 様

住 所 **倉敷市西中新田××** 商号又は名称 **倉敷○○株式会社** 代表者職・氏名 **代表取締役 倉敷 太郎**

本社は、倉敷市中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業交付要綱における対象診断機関の要件を満たしますので、次のとおり届け出ます。

国の省エネ診断事業の実績(届出日から3年以内に実施した、最新の省エネ診断1件分の情報を入力)

診断事業種別地域エネルギー利用最適化取組支援事業	診断実施日
(省工ネお助け隊)	
中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業 (省エネクイック診断)	令和6年10月1日

2 省エネ診断を実施している部署(以下、「診断部署」)

エネルギー管理制

- 3 省エネ診断実施者情報
- ・ 存籍している省エネ診断実施者のうち2名 (エネルギー管理士が診断部署以外の場合は3名) を入力
- ・うち2名は診断部署に在籍していること
- ・うち1名はエネルギー管理士の資格を有すること

氏名		部署名
エネルギー管理士資格者	倉敷 次郎	エネルギー管理課
	倉敷 三郎	エネルギー管理課

4 添付書類

届出完了後

- ・1の実績が確認できる、診断書の写し(診断事業種別、診断実施目が確認できるもの)
- 2の診断部署が確認できる組織図
- ・3の資格者の免状の写し
- 本市の対象診断機関名簿に記載する連絡先等

所在地	所在地 倉敷市西中新田××		
電話番号	086-426-xxxx	参照 URL	http://www.xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

この届出書に関する 問い合わせ先	担当者名	倉敷 花子	電話番号	086-426-xxxx
	住所	倉敷○○株式会社		
同い・日4万年元	e-mail	жжжжж ө жжж. со. јр		

6.中小企業者向け省エネ改修 省エネ診断報告書

有効な省エネ診断書とは

対象診断機関が<u>国の省エネ診断事業※1</u>に 基づき<u>作成した**診断書**※2</u>が本補助金で有効

- ※1 省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断、省エネクイック診断
- ※2 名簿に記載された年度及びその前年度に作成されたもの 例)R7に名簿に記載された場合は、R7・R6に作成された診断書が有効

6.中小企業者向け省エネ改修 補助対象設備

補助対象設備

・「有効な省エネ診断書」に基づき導入する 一定量以上のCO2削減効果のある省エネ、創エネ設備

但し、LED照明は補助対象外

一定量以上のCO2削減効果とは

- •CO2排出量を1事業所につき15%以上※
 - (太陽光発電設備を除く場合は3%以上)削減できる見込みがあること
- ※事業所全体の年間CO2排出量 例)(改修前)100t-CO2/年→(改修後)85t-CO2/年

CO2削減効果の確認方法

- ・「省エネ診断書」に「省エネ設備導入によるCO2削減率」が提示されます
 - 例)・空調設備の高効率化 5%削減
 - 給湯設備の高効率化 3%削減

6.中小企業者向け省エネ改修 補助対象設備

・以下の表で「〇」の設備が補助対象事業として申請可能です

CO2削減率合計値	太陽光発電設備	その他の省エネ設備 (太陽光発電設備以外)
15%以上	0	0
3%以上~15%未満	×	0
3%未満	×	×

- ・1つの設備で補助要件の削減率を満たせない場合は、補助要件をみたすように、 複数設備導入
- ・但し、太陽光発電設備を導入する場合は、 その他の省エネルギー設備等を1つ以上、併せて導入

例)	省工ネ診断内容	CO2削減効果	補助申請
	①空調設備の高効率化	3%	単独申請可 (②または③と併せた申請も可)
	②給湯設備の高効率化	1%	①または③と併せて申請可
	③太陽光発電設備導入	15%	①または②と併せて申請可

6.中小企業者向け省エネ改修 補助金額

補助率

- ①太陽光発電システム及び蓄電池システム以外の省エネルギー設備等 補助対象経費の3分の1 (千円未満切捨て)
- ②太陽光発電システム及び蓄電池システム 補助対象経費の5分の1 (千円未満切捨て)

補助対象経費

- •省エネルギー設備等に係る設備費及び工事費(撤去費は除く) ※事前登録の際には、必ず①と②別々の見積書を準備してください
- ・エネルギーの見える化を図る設備の新規導入に係る設備費及び工事費 (導入は任意)

6.中小企業者向け省エネ改修 その他の留意点

「省エネ診断書記載された設備」の省エネ性能と「実際に導入する設備」の省エネ性能について差異がないか必ず確認してください

- 省エネ性能の差がある場合、事前登録不可
- ・実際に導入する設備性能での削減効果根拠資料を任意様式で作成し提出 ※補助要件であるCO2削減率を満たせない場合は、事前登録不可

補助金交付後、3年度間の実績報告が必要です

- ・補助要件であるCO2削減率を満たしているかどうかの確認
- ・1年度間の電気使用量等から、市の様式によりCO2排出量を算定。毎年度6月に提出
- ・補助要件のCO2削減率を満たせない場合は、
 - 「温室効果ガス削減目標達成に向けた計画書」を作成し、提出
 - ※ただし、削減率を満たせない客観的な理由が示せない場合は 補助金の返還を要求する場合があります

7.質疑応答(後半)